

学寮問題について

—その後の経過—

京都大学学生部長 神野 博

本年はじめ学寮の問題について教職員、学生各位にうったえ、その問題点を明らかにし、また3月15日付京大広報（No. 250）にも、この問題につき掲載いたしました。ひきつづき学生部としては寮をあるべき姿に戻すため努力を重ねております。その後の経過をここに御説明致し、各位の一層の御理解と御協力を賜わりたいと存じます。

I. 入寮手続きと寄宿料納付について

従来の状況	2 頁
本年度の在寮確認の経過	2 頁
今後の問題	3 頁

II. 費用負担について

従来の状況	4 頁
光熱水費の算定	4 頁
寮自治会への光熱水費の請求と督促の経過	5 頁
光熱水料の個人請求	6 頁
資 料	7 頁

昭和 58 年 12 月

I. 入寮手続きと寄宿料納付について

学寮に入寮する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、学生部長が行うことになっております（資料1）が、十数年前から、寮自治会は自主選考と称して必要な手続きを行わず、また寮に居住していても入寮届をせず、寄宿料を納付しない者もあります。寄宿料を納付した正規の寮生が少数であると、寮に経費を支出する正当な根拠が見出し難く、その維持管理にも支障を来たすこととなります。学寮の管理にあたる学生部は、この状態を改めるための努力を続けております。

◆従来状況（依然低い利用率、少なかった届出）

吉田寮は収容定員が223名となっておりますが、その約半分の人員が入居していると推測されます。そのうち、学生部に届出て寄宿料を納付している者は、昨年度末で約30名に過ぎませんでした。女子寮は定員35名がほとんど満たされた状態で、入寮者の押印した名簿が自治会から学生部に提出されますので、入寮者は明白であり、寄宿料も毎月自治会が一括して納入しております。熊野寮は収容定員422名ですが、入居している学生はその半分弱と推測されます。そのうち学生部に届出て寄宿料を納付する者は、昨年度末で35名前後でありました。室町寮は大学院学生のための寮で、19名の定員に近い人数が入寮しております。入寮者名は学生部寮務掛で把握することができますが、寄宿料は卒業後でないとなし納入されません。

以上要するに、入寮の手続きについて大きな問題があるのは吉田寮と熊野寮であり、学生部としてもこの2寮について格別の努力を必要としております。これらの寮自治会は、入寮希望者の募集、選考を学生部と無関係に実施し、その結果を学生の発行する京都大学新聞に発表することにしてはありますが、かつて京大広報で説明された理由により、大学としてはこれをもって入寮の手続きとは認めておりません（資料2）。

◆本年度の在寮確認の経過（増加する入寮届）

5月16日付京都大学新聞に吉田寮の入寮者48名、退寮者38名、熊野寮の入寮者103名、退寮者70名、室町寮の入寮者、退寮者各3名が発表されました。この中には、入学案内に従って、すでに学生部に届出ている者もありましたが、学生部に届出のない者が吉田・熊野両寮で合わせて約140名でありましたので6月17日付をもって、これらの学生の自宅宛に入寮しているかどうかを照会し、入寮している場合には届出るよう返信用はがきを同封して要請しました。同時に父兄宛にも協力を依頼し、また両寮自治会にもこの旨通知しました（資料3）。

また、昨年度までに入寮していると推定されながら未だ届出ていない者約160名に対しても、7月6日付で自宅宛に同様趣旨の要請を行い、父兄にも協力を依頼しました。

これらの照会・要請に対し、かなりの応答がありましたが、全く返答のない者も少なくなかったため、更に8月1日付をもって重ねて照会し、入寮届の提出を要請し、父兄に対しても協力を求め、自治会にも通知しました(資料4)。このとき、新入寮生の父兄に対しては本年初め学内に配布した学生部長名の文書「学寮問題について全学の皆さんにうったえる」を同封致しました。

更に1カ月後の9月1日には、約200名に対して、今一度限りとして照会と要請を行い、父兄に対しては寮問題の背景について若干の説明をし、父兄の意見を聞くための返信用はがきを同封致しました(資料5)。これに対し、数々の貴重な御意見が寄せられ、問題の解決に一層の進捗がみられるようになりました。しかし、なお何等の返答のない者もありましたので、10月1日および27日の2度にわたりこれらの者とその父兄に対し、大学としては不正入寮者として相応の厳正な措置をとらざるを得ないことを予告し、また寮に居住していない場合には必ず知らせて頂くよう要請しました(資料6)。以上の経過のうちに、寮に居住していると推定される学生について大半が届を提出し、相当の改善をみるに至りました。

◆今後の問題

吉田・熊野両寮自治会は在寮確認拒否宣言を行ない(資料7)、入寮届を出すことは、寮自治を破壊するものとしておりますが、このような議論は到底認められるものではありません。また、寄宿料を納付しないことについては如何なる根拠も見出すことができません。本学の学生寮の自治の伝統を守るためにも、寮に居住する学生はすべて入寮の手続きを行ない、寄宿料を納付して寮の維持管理に支障を来たさぬようにするのが当然であります。国有財産である学寮を所定の手続きを無視して使用するという事は容認されることではありません。大学としてはこのような不正な状態を改善し、寮をあるべき姿に戻すために実効ある措置を講ずべき段階に来ております。

現在では、さきにも述べたように寮に居住する学生の大半は入寮手続きをすましており、何れの寮でも半数以上が入寮届を提出しております。しかしながら、残余の者は再三再四の照会・要請にも応ぜずなおも不正な居住を続けております。これに対しては大学として重大な決意をもって対処せざるを得ません。教育の府たる大学において望む所ではありませんが強制的な措置に至ることも止むを得ないのではないのでしょうか。

Ⅱ．費用負担について

国立大学の学寮（学生寄宿舍）は低廉な寄宿料（木造のいわゆる旧寮で月額100円，鉄筋コンクリートのいわゆる新寮で月額300円）で利用できますが，私生活に消費する電気，水道，ガス等の光熱水の料金は寮生が負担しなければなりません（資料8）。また食堂のある寄宿舍においては，食事を調製するための材料費，光熱水料，炊事人の手間代等の費用を利用者が負担することは社会通念からも当然のことです。

京都大学の創立とともに設置された吉田寮においては，長年にわたり食堂の運営も寮生が行ない，寮生活にかかる必要な経費は，寮生自ら負担して来ておりましたが，十数年前から次第に乱れを生じ，寮生の負担すべき経費を国費で支弁するという状態になり，昭和47年および昭和54年の会計検査においてその支出の不当性を指摘されるに至りました。

学寮の管理にあたる学生部としては，このような不当支出の改善に努力を重ねております。

◆従来の状況（求められる是正改善）

寮生の負担すべき経費のうち，今までに各寮自治会が支払っているものは次のようにその一部にすぎません。即ち，吉田寮においては食堂における炊飯器および副食釜の都市ガス料金，女子寮においては風呂用燃料重油代として寮生1人当たり月額400円，熊野寮においては炊事用ボイラーの重油代金と炊飯用の都市ガス料金であります。炊事人の人件費については全く負担しておりません。

なお，大学は昭和54年以降退職する炊事人については国費による補充を行わない方針を定め，現在に至っております。

◆光熱水費の算定

寮生の負担すべき光熱水等の費用の算定について，昨年度の学生部委員会で慎重に検討を重ね，次の方針に基づくことにしました。

- (1) 学寮においても，居住者の私生活に必要な光熱水費は居住者自ら負担すべ

きであることは、現行制度及び社会通念から見て、やむを得ないことである。

(2) ただし、学寮には経済的に困窮している学生がいることも考慮して寮生の負担額は最小限の合理的な金額となるよう配慮する。

(3) 4寮間において、寮生の負担額に差が出ることは止むを得ないが、その差はできるだけ小さくなるよう配慮する。

この方針によって、吉田，女子，熊野，室町各寮の1ヵ月当たりの費用を算出し、昭和58年3月より納付を求めることとして各寮自治会委員長（女子寮では総務）あてに通知致しました（資料9）。

◆寮自治会への光熱水費の請求と督促の経過（半年以上も進捗せず）

昭和58年3月19日付文書（資料10）をもって各寮自治会に3月分の光熱水費を請求しましたが、どの寮自治会からも納付がなかったため、4月分の請求にあわせ3月分の督促を行いました（資料11）。その後も納付がなく、9月分まで毎月の請求のほかに3月分以降の費用の納付についても督促を繰り返して来ました。

このような毎月の請求・督促にもかかわらず、寮生の負担すべき費用が寮自治会より納付されない場合には、大学としては相応の措置をとらざるを得ません。具体的な措置としては、(1) ガス，電気，水道などの供給を停止する。(2)自治会への請求を寮生個人への請求に切り替える。(3)食堂業務を停止する。などが考えられます。いずれも本学の学寮のあり方にかかわる重大事ではありますが、寮自治会より光熱水費の納付がなければ避け難いことと言わねばなりません。当面は前以て予告してあった（資料9）ように、上記のうち(2)の措置を中心に進めて来ました。

6月の督促において、納付のない場合には相応の措置のある旨を予告し（資料12）、7月には7月9日までに納付のない場合には、3月11日付文書（資料9）で予告しているとおり、個人請求に切り替える旨を各寮自治会に通告致しました（資料13）。これに対し7月9日に吉田、熊野の両寮自治会から、光熱水費の支払につき検討中であるとして、この期限の延長を要求して参りました（資料14）。学生部委員会でも検討の上、寮自治会の良識ある判断を期待し、個人請求への切り替えを暫時留保致しました。その後も、学生部委員会の中で寮関係事項を担当する第三小委員会では、しばしば寮自治会代表と接触し、7月以来5度にわたって個人請求への切り替えを猶予しつつ、光熱水費の算定などについても寮自治会代表の要求する諸資料を示して説明し、寮自治会の結論を待っておりました（資料4, 5, 15）。しかし、余りに延引すると滞納額も大きくなり、納入が困難な事態も予想されますので、10月末を最終期限として寮自治会から納入のないときは、10月分から寮生個人宛に請求することに致しました。これに対し、またもや寮自治会から延期の申し出があり（資料16）、学生部としては更に一度だけ猶予する

こととし、11月7日を期限として通告し寮自治会が支払いの決議をするのを待ちましたが、そのような申し出を得られませんでした。

◆光熱水料の個人請求

寮自治会が光熱水費の納入を行わないときは、寮生個人への請求に切り替える
と通告（資料13）して以来6度、120日にわたって、これを延期して来ましたが、
11月8日付をもって、10月分よりの光熱水料を寮生各人に請求いたしました（資
料17）。前にも述べましたように吉田・熊野寮には未だ入寮届をしていない学生
も居住していますので、これらの学生に対しては光熱水料相当額を請求致しまし
た（資料18）。これは、不正に居住する者が使用した光熱水の費用の一部を弁償
させるためであって、これによって正規の入寮者と認めるものではありません。

この請求に対して、かなりの数の者が応じましたが、納入しないものについて
は、更にその父兄・保証人に対して請求致しました（資料19）。この結果、いま
までに吉田寮・熊野寮については大多数の者が光熱水料を納入するに至りました。
引続き11・12月分の光熱水料および光熱水料相当額の請求を同様に行なっており
ます。ちなみに、現在請求中の各寮における1人当り1ヶ月分の光熱水料は次の
とおりです。金額の算定に当っては、光熱水料に関する本学の基本方針に基づ
き、寮生の負担が低廉なものとなるよう十二分に配慮したものです。

吉田寮 1,734円 熊野寮 1,285円 室町寮 1,578円 女子寮 1,262円

資 料

資料 1 京都大学学生寄宿舍規程（抜粋）

第四条 入舎する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、学生部長が行なう。

第五条 選考は、書類審査、面接および健康診断によって行なう。

第六条 入舎を許可された者は、所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならない。

2 正当な事由なく前項の手続を怠り、または所定の期日までに入舎しないときは、許可を取り消すことがある。

第八条 入舎を許可された者は、寄宿料および光熱水料を納付しなければならない。

第九条 寄宿料は、一人月額百円（熊野寮にあっては、月額三百円）とし、入舎当月から退舎当月まで、毎月、当月分を十日までに納付しなければならない。ただし、八月分および九月分は、夏季休暇開始前に納付するものとする。

2 月の中途において入舎を許可された者は、許可のあった日から十日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。

3 寄宿料は、外泊または旅行等のため居住しないことがあっても納付しなければならない。

第十六条 次の各号の一に該当するときは、退舎させることがある。

- 一 学生寄宿舍の秩序を乱した場合
- 二 健康上集団生活に不相当と認められた場合
- 三 所定の期日までに寄宿料および光熱水料を納付しない場合

2 前項第一号に該当することにより退舎させる場合は、寮生代表および当該寮生の意見を聴取するものとする。

（以下略）

資料 2 京大広報（No210, 1981.2.15）（抜粋）

吉田寮熊野寮の現状と問題（抜粋）

5 『京都大学新聞』による入寮者の発表について

ここで、新聞発表の問題点に触れておくことにします。

昭和46年来、入寮者の氏名と選考概評を寮自治会が、学生が発行する『京都大学新聞』に発表するというものでありましたが、そこにはいろいろな問題が生じています。

まず、入退寮者があっても発表時期を1年近く遅らせることもあり、その結果、学生部では在寮者の正確な把握ができないこと、また、寄宿料の債権発生と消滅について正規の手続きができていないことなどがあります。その上、記載の誤りや発表自体を行なわなかった年があったことなどを考慮すると、新聞発表を信頼するに足る資料として認めることはもはや不可能であります。

大学としては新聞記事のみでは、在寮者の正確な把握ができず、入退寮に係わる債権の発生あるいは消滅の正規の手続きができないのであります。

資料 3(1) 昭和58年6月17日付 新入寮生あて通知

入退寮の届け等について

あなたは京都大学新聞によると学生寄宿舍に入寮されたようですが入退寮については入学時に配付している「入学案内」並びに「学生便覧」で通知しているように学生部長に届け出なければなりません。

については、入寮の事実の有無を確認したいので同封のはがきに記入押印の上、昭和58年6月30日（木）ま

でに学生部厚生課寮務掛に提出してください。

なお、寄宿料については国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の定めにより月額吉田寮100円、熊野寮300円を毎月の10日までに学生部厚生課寮務掛へ納付しなければなりません。上記の入寮届の提出の際には、同時に入寮後既に経過している期間の寄宿料を必ず納付してください。

また、光熱水費については現在寮自治会あてに請求しています。

資料 3(2) 昭和58年6月17日付 新入寮生父兄あて依頼

寄宿舎入寮について(ご依頼)

拝啓時下ますますご清栄のことと存じます。

貴殿のご子息 君は本学の学生が発行している京都大学新聞によると本学学生寄宿舎に入寮されたようですが、入退寮については入学時に配付している「入学案内」で通知しておりますように所定の様式による学生部長への届け出が必要であります。

今回貴殿のご子息に対し別紙の文書により在寮の有無を確かめています。

つきましては、ご子息に対し大学への届け出並びに寄宿料納付に応じるよう貴殿のご協力をお願いします。

なお、光熱水費については現在寮自治会あてに請求しています。

資料 3(3) 昭和58年6月21日付 吉田、熊野寮自治会委員長あて通知

入退寮の届け等について

昭和58年5月16日付 京都大学新聞掲載の吉田寮及び熊野寮に入寮していると思われる各個人に対し、別紙のとおり入寮届の提出と寄宿料の納入を求めましたので該当者に応じるよう周知してください。

在寮者の確認と寄宿料の納入が行われないう状態は、学寮の維持管理にとって重大な支障となっております。このことは従来から自治会委員長ならびに学生諸君に対し機会あるごとに文書又は口頭により指摘してきたところであります。

諸君の良識ある態度に期待します。

資料 4(1) 昭和58年8月1日付 無届者あて通知

あなたに対し、本年6月17日付あるいは7月6日付文書をもって入寮の事実の有無を照会しましたが、提出期限を経過しても未だ何らの回答もありません。このようなあなたの態度は誠に遺憾であります。

ついては、学生部としては今一度入寮の事実の有無を確認するため問い合わせしますので同封のはがきに記入の上、8月20日(土)までに必着するよう学生部厚生課寮務掛あてに郵送してください。あなたがこの照会に応じない場合は、事態の改善のために相応の措置をとらざるを得なくなりますのであなたの良識ある態度を期待いたします。

また、あなたが入寮している場合は入寮届を提出するとともに入寮期間に応じた寄宿料(月額吉田寮100円、熊野寮300円)を納付し、私生活に要した光熱水費についても寮自治会を通じて学生部に納付するよう協力してください。

なお、光熱水費の納付については寮自治会あて個人請求への切り替えを予告しましたが同自治会よりその支払いについて検討中であり個人請求への切り替え時期を延期するよう申し出がありました。学生部はこの申し出を受け寮自治会の良識ある判断を期待して個人請求への切り替えを暫時留保しておりましたが、未だ納付がありません。寮自治会が昭和58年3月分より7月分までの光熱水費を8月10日(水)までに納付しない場合は個人請求に切り替えることとなりますのであらかじめ通知します。

資料 4(2) 昭和58年8月1日付 無届者父兄あて依頼

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご父兄におかれましては本学学寮の運営について多大の関心を持って頂いていることと拝察いたします。

さて、あなたのご子息の入寮の事実の有無について先に照会に応じるようにご協力をお願いいたしました。が、ご子息に関しては提出期限を超過しても未だ何らの回答を頂いておりません。

国の施設を無断で使用することは関係法令に照らして、もとより許されるべきではないことはいうまでもなく学寮の維持管理に重大な支障を来しており事態の改善のために相応の措置をとらざるを得ない段階に立ち至っております。

そこで、あなたのご子息に対し入寮の事実の有無について確認するため今一度同封のはがきにより問い合わせいたします。

もし、あなたのご子息が入寮しておられるならば大学への入寮届を提出するとともに入寮期間に応じた寄宿料（月額吉田寮100円、熊野寮300円）を納付するようご説得とご指導をお願い申し上げます。

また、寮居住者が私生活に要した光熱水費につきましては本年3月11日付の文書「本学学寮における光熱水費の費用負担について」（別添）に基づき本年3月分より寮自治会が取りまとめて学生部へ納付するよう毎月請求しております。その後も納付がありませんので毎月督促を重ねてきましたが、7月6日付文書によって各寮自治会に対し、本年3月分より6月分までを7月9日（土）を期限として納付するよう請求いたしました。その文書の中で同上期限までに光熱水費の納付がない場合には寮に居住する者1人1人に光熱水費相当額を請求する旨も予告いたしました。

これに対し、寮自治会から7月9日（土）の納付期限当日光熱水費の支払いについて検討中であるので個人請求に切り替える期限を延期してほしい旨の申し出がありました。学生部はこの申し出を受け同自治会の良識ある判断を期待して個人請求への切り替えを暫時留保しておりましたが、未だ納付がありません。今回昭和58年3月分より7月分までの光熱水費を8月10日（水）までに納付すること、更にこの納付がない場合には個人請求に切り替えることとする旨を8月1日付文書にて通知した次第であります。もし、個人請求をせざるを得ない事態となった場合には事情ご賢察のうえしかるべくご協力をお願い申し上げます。

おって、現在本学がかかえる学寮に関する諸問題についてそのご理解の一助とするため本年初めに大学内に広く配付しました学生部長の文書を同封いたしますのでご一読願えれば幸甚です。

資料 4(3) 昭和58年8月1日付 吉田・熊野寮自治会委員長あて通知

入退寮の届け等について

昭和58年6月21日付文書によって入退寮届の提出と寄宿料の納付について協力を求めましたが未だに提出のない者がいます。

ついては、別紙文書により各個人あてに入退寮届の提出等につき再度照会しましたのでよろしくご協力をお願いします。

なお、本学学寮に学外者が居住することは一切認められませんのでご承知おき願います。

(注：なお書き以下は熊野寮あて)

資料 5(1) 昭和58年9月1日付 無届者あて通知

あなたに対し繰り返し入寮の事実の有無を照会しましたが、未だ何らの回答もありません。このようなあなたの態度は極めて遺憾であります。

ついては、学生部として今一度に限り入寮の事実の有無を確認するため問い合わせしますので、同封のはがきに記入のうえ9月17日(土)までに必着するよう学生部厚生課寮務掛あてに郵送してください。あなたがこの照会に応じない場合は、適切な措置をとらざるを得なくなりますので、あなたの良識ある態度を期待いたします。

また、あなたが入寮している場合は、入寮届を提出するとともに入寮期間に応じた寄宿料(月額吉田寮100円、熊野寮300円)を納付し、私生活に要した光熱水費についても寮自治会を通じて学生部に納付するよう協力してください。

なお、光熱水費の納付については寮自治会あて個人請求への切り替えを予告しましたが、同自治会よりその支払いに向けて検討中であり、個人請求への切り替え時期を再度延期するよう申し出がありました。学生部はこの申し出を受け寮自治会の良識ある判断を期待して、個人請求への切り替えを再度留保しておりましたが未だ納付がありません。寮自治会が昭和58年3月分より8月分までの光熱水費を9月10日(土)までに納付しない場合は、個人請求に切り替えることはもとより不当支出の改善のために具体的措置をとりますのであらかじめ通知します。

資料 5(2) 昭和58年9月1日付 無届者父兄あて依頼

拝啓時下ますますご清栄の御事とお慶び申し上げます。

さて、去る8月1日付にて入寮の有無についてお尋ねし、入寮の届を出すようお願いいたしましたが、ご子息につきましては未だお答えを頂いておりません。他の人々、特に第二学年以上の方々からはかなりのご返答を頂いております。これは、未だご返答のない向きには、この問題につき十分なご認識を頂いていないためかと存じ、ここに問題の背景について若干ご説明をいたしたく存じます。

京都大学の学生寮(学生寄宿舍)は、明治三十年の大学開設とともに設置され八十余年の歴史をもっております。ほかの国立大学の学生寮の多くが、旧制高等学校や大学予科、あるいは師範学校などの学寮を引き継いだものであるのに対し、京都大学の学生寮は当初から大学生のためのものであった点が、大きな特徴であります。旧制高校などの寮が、青年期の人格形成に果たした役割は、あらためて言うまでもありませんが、京都大学の寮は、このような過程を経て、大人として通用するようになった大学生のためのものであったわけです。したがって、寮生活の運営は寮生たる学生の責任ある自治によることが原則になって来ておりました。また、入寮生の選考にあたっては、学生部長は寮自治会の意見を尊重するなどの慣行もできておりました。

昭和四十年代に世界的に広がった学園紛争は、学生寮の運営にも大きく影響をおよぼし、各地の大学寮で自主管理闘争や寄宿料不払い運動が行われました。しかし、十数年を経て今やこれらの運動も鎮静におもむき、ほとんどの国立大学では正常な運営に戻り、学生の勉学のために寮の機能が発揮されております。京都大学におきましても紛争時のやむをえぬ事情のために、不正常的な運営を来たすような事もありましたが、今やそのような事は許されなくなり、大学当局として学生寮に正常な運営を回復するための努力を続けております。そのために寮自治会の協力を求めてきましたが、この努力を寮生の自治を侵害するものとして反対する者もあり、十分な成果を得ぬまま今日に至っております。

現在での第一の問題は、入寮している学生を寮の管理にあたる学生部において把握できていない事であり、いうまでもなく国立大学である京都大学の学生寮は国有財産であり、その管理責任者は学生部長でありますので再三にわたって入寮届の提出を求めている次第であります。第二の問題は寄宿料(吉田寮で月額百円、熊野寮で月額三百円)の納付のない事、第三の問題は寮生の私生活に使用する光熱水費(月額二千円前後)の納付のない事であり、

昨年まで、吉田寮と熊野寮の自治会は入寮届の提出の要請に対し拒否宣言をしていたため、届の提出者や寄宿料の納付者は居住者のうち半数以下でありましたが、本年度は漸時増加しております。光熱水費に関しては本年三月より各寮の自治会に対して請求しておりますが、現在のところでは未納の状態が続いております。このまま放置することはできませんので、個人請求に切り替えることも考慮しております。

このような学生寮の姿は、社会通念からは決して認められるものではありません。ご父兄各位におかれましては、社会の先輩としてもこの点につきご本人にご説得頂きたいと存じます。

なお、われわれとしてもご父兄各位のお考えを伺い、今後の参考にさせて頂きたく思いますので、ご面倒ですが同封のはがきにご意見をご記入のうえ、9月17日（土）ごろまでにご返送くださいますようお願いいたします。

学生寮の自治を尊重しつつ、その運営の正常化をはかる大学当局の努力に一層のご理解をたまわり、今後ともご協力の程をお願いいたします。なお、ご不審の点がありましたらご遠慮なく下記へお問い合わせください。ご参考のため学生寄宿舍規程を同封いたします。

〒606 京都市左京区吉田本町 京都大学学生部厚生課

TEL 075-751-2111 内線 2531, 2540

資料 6(1) 昭和58年10月1日付 無届者あて通知（同様主旨のものを10月27日付にも通知した）

あなたに対し繰り返し入寮の届け出と寄宿料の納入について要請しましたが、残念ながらあなたはこれに応じませんでした。再三にわたり入寮の届け出を要請しているにもかかわらず、必要な手続きをとらずに寮に居住しつづけるならば、大学としては不正入寮者として相応の措置を取らざるを得なくなります。

ついては、あなたが現在学寮に居住していない場合には、折り返し必ずその旨を同封のはがきにより知らせてください。

資料 6(2) 昭和58年10月1日付 無届者父兄あて依頼

拝啓時下ますますご清栄の御事とお慶び申し上げます。

さて、去る9月1日付にて、ご子息（ご息女）の入寮の有無についてお尋ねし、あわせてご父兄の御意見をお伺い致しましたが、ご子息（ご息女）については未だ入寮届の提出にいたっておりませんのは誠に残念に存じます。

入寮を希望する学生は学生部長に願い出て選考の上、許可を得て寮生となるものでありますが、前回にも述べましたように、その選考に当っては寮自治会の意見を尊重して来ておりました。しかるに学園紛争の頃より、寮自治会は自主選考と称して、学生部に対して必要な入寮の手続きをしなくなり、学生の発行する新聞に入寮者の氏名を発表するだけになりました。学生寮の管理にあたる学生部としては、各人に入寮の届出をするよう呼びかけて来ましたが、寮自治会はこれを拒否して来ており、その理由としてつぎのようなことを挙げています。

「在寮者確認の意図するところは、我々が全く正当な権利として保持している入退寮権を当局のもとに奪い去ることであり、これによって寮生の自治を破壊し、寮の強権的管理支配を目論むものであるからだ。また、在寮者確認という形で寮生個人と学生部長との間に契約関係を導入する事が、当局による政治的な意図に基づく退寮処分等を生む危険性も我々は指摘してきた。」（吉田寮自治会、熊野寮自治会宣言文の一部）

国の行政財産である学生寄宿舍が適正に使用されるためには、誰が何時から寮に居住しているかを管理に当たる学生部が把握するのは当然であり、それが学生を管理したり、自治活動を侵害したりするためでないことは事実にも照らしても明らかであります。

再三にわたり入寮の届出を要請しているにもかかわらず、必要な手続きをとらずに寮に居住しつづけるならば、大学としては不正入寮者として相応の措置を取らざるを得なくなります。

ついては、ご子息（ご息女）が現在学寮に居住されていない場合には、折り返し必ずその旨を同封のはが

きによりお知らせくださるようお願い致します。

なお、御意見や御不審の点がありましたら、御遠慮なく下記へお申し出下さい。

〒606 京都市左京区吉田本町 京都大学学生部厚生課

Ⅲ 直通 075-761-9365 担当 西村

大学 075-751-2111 内線 2540, 2539

担当 杉田, 八木

資料 6(3) 昭和58年10月27日付 無届者父兄あて依頼

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

これまで学寮の状況について再三にわたりご父兄にご説明し、ご協力をお願いしてまいりましたところ、幸い大方のご理解を得て今日では学寮居住者の大半の方々から入退寮届の提出を得ることができました。

しかるに、あなたのご子息については学寮に居住していると推定されるにもかかわらず、未だ入寮届を頂いておりません。今後も無届のまま学寮に居住しつづけるならば、大学は学寮の適正な維持管理を行うため、不正入寮者として厳正な措置をとらざるを得なくなりますので、予めご承知おきくださるようお願いいたします。

なお、あなたのご子息が万一学寮に居住されていない場合には、その旨折り返し同封のはがきにて寮務掛までお申し出くださるよう重ねてお願い申し上げます。また、この件についてご意見やご不審の点がありましたら、ご遠慮なく下記へお申し出ください。

〒606 京都市左京区吉田本町 京都大学学生部厚生課

Ⅲ 直通 075-761-9365 担当 西村

大学 075-751-2111 内線 2540, 2539

担当 杉田, 八木

資料 7 昭和58年9月12日 在寮者「確認」拒否宣言文

神野学生部長殿

我々、吉田寮自治会、熊野寮自治会は、再度、在寮者「確認」に応ずる事を拒否する旨、宣言する。

この夏、学生部は数度に渡って寮生の親元に在寮者「確認」文書を送りつけてきた。この、在寮者「確認」に対する我々の姿勢は、一貫してこれを拒否する事であった。何故ならば、在寮者「確認」の意図するところ、我々が全く正当な権利として保持している入退寮権を当局のもとに奪い去ることであり、これによって寮生の自治を破壊し、寮の強権的管理支配を目論むものであるからだ。また、在寮者「確認」という形で、寮生個人と学生部長との間に契約関係を導入する事が、当局による政治的な意図に基づく退寮処分等を生む危険性も我々は指摘してきた。それは決して我々の思い過ごしなどではない。この間、学生部は数人の寮生を警察権力に売り渡してきた。今年の5月18日を頂点とする様々な弾圧は、当局による政治処分の先取りである。どうして、当局は我々に「氏名を明らかにせよ」と言い得るだろうか。

入退寮権を寮自治会が行使し、入退寮者氏名を京大新聞紙上に発表する事、入退寮に関する手続きに当局が介入しない事は、既に確約として交されている。これを一方的に踏みにじり、「入退寮権は当局が持つのが当然」とする学生部の態度は決して許せるものではない。とりわけて、今回、在寮者「確認」文書を執拗に送り続けたのみならず、「二学年以上の人からは多く提出されている」などとペテンを弄してまで在寮者「確認」をとりつけようとした学生部の姿勢を、徹底して糾弾する。

在寮者「確認」文書を何度送りつけようとも、我々は今後も一貫してこの提出を拒否する事を再々度宣言する。

吉田寮自治会

熊野寮自治会

資料 8 京都大学学生寄宿舎規程（抜粋）

第二条 各寮における寮生活の運営は、寮生の責任ある自治によるものとする。

第八条 入舎を許可された者は、寄宿料および光熱水料を納付しなければならない。

第十一条 光熱水料の額およびその納期は、別に指示する。

第十六条 次の各号の一に該当するときは、退舎させることがある。

一 (略)

二 (略)

三 所定の期日までに寄宿料および光熱水料を納付しない場合。

(以下略)

資料 9 昭和58年3月11日 各寮自治会委員長（総務）宛通知

本学学寮における光熱水費の費用負担について

学寮における費用負担の問題に関しては、学生部委員会において慎重審議の結果、①学寮においても、居住者の私生活に必要な光熱水費は、居住者自ら負担すべきであることは、現行制度及び社会通念から見て、やむを得ないところである。②ただし、学寮には経済的に困窮している学生がいることも考慮して、居住者の負担額は最小限の合理的な金額となるよう配慮する。③4寮間において居住者の負担額に差が出ることは止むを得ないが、その差はできるだけ小さくなるよう配慮する。の3点をその基本方針とすることが決定しました。

費用負担についての3回にわたる話し合いが、残念ながら突り得ることなく継続が不可能となりましたが、すでにご承知のとおり学寮における経費不当支出の是正改善については、もはや猶予し難いので、今後学生部はこの線に沿って3月分から各寮自治会に対し、下記のとおり光熱水費を請求することになります。

この問題の解決に積極的に協力されるよう要望します。

記

1. A寮の居住者が負担する光熱水費の1か月当たりの金額は、x円です。

この金額の計算は、上述②、③の方針にもとづき、次の方式で算出しています。なお、今後毎年、前年度の決算額に基づいて再計算を行い、必要に応じ改定します。

・年間総使用量－国費負担分使用量＝寮居住者負担分使用量

・寮居住者負担分使用量×単価(基本料・税金は含まない)× $\frac{1}{12}$ ＝寮居住者1か月当たり負担金額

2. 各寮自治会は毎月光熱水費を取りまとめて、翌月の10日までに学生部厚生課寮務掛へ納入してください。

3. まず、寮自治会に請求し、納入がない場合には、学生部から各個人及びその連帯保証人あてに1人当たりの負担額を請求します。

上記に関して疑問な点があれば、寮務掛に問い合せてください。

(注) A(寮名) x (1か月当たり光熱水費)

吉田	207,372 (但し、厨房のガス炊飯器及び副食釜のガス代を含まない)
女子	51,408 (但し、風呂の重油代を含まない)
熊野	204,331 (但し、厨房の重油代及びガス炊飯器のガス代、並びに暖房用重油代を含まない)
室町	26,753

資料 10 昭和58年3月19日付 各寮自治会委員長(総務)宛請求(3月分以降9月分まで毎月請求した)

昭和58年3月分の光熱水費の請求について

昭和58年3月分 寮居住者の光熱水費負担額を、下記のとおり請求しますから、貴寮自治会において取

りまとめのうえ、期限までに必ず納付してください。

記

1. 納付金額 円
2. 納付期限 昭和58年4月9日(土)
3. 納付場所 京都大学学生部厚生課寮務掛

資料 11 昭和58年4月15日付 各寮自治会委員長(総務)宛督促

昭和58年3月分の光熱水費の納付について(督促)

昭和58年3月19日付文書によって、3月分の光熱水費負担額を請求しましたが、納付期限を経過して現在に至るも納付されていません。

ついては、下記金額を貴寮自治会にて取りまとめのうえ、直ちに納付するよう督促します。

記

1. 納付金額 円
2. 納付場所 京都大学学生部厚生課寮務掛

資料 12 昭和58年6月20日付 各寮自治会委員長(総務)宛督促

昭和58年3月分、4月分及び5月分の光熱水費の納付について(督促)

昭和58年3月19日付文書、昭和58年4月18日付文書及び昭和58年5月27日付文書によって3月分、4月分及び5月分の光熱水費を請求しましたが、納付期限を経過して現在に至るも納付されていません。

ついては、下記金額を貴寮自治会にて取りまとめのうえ、直ちに納付するよう督促します。

なお、請求されたままいつまでも納付がない現状をそのまま放置することはできません。今後、事態を改善するため相応の措置を取らざるを得なくなりますのでご了承ください。

記

1. 納付金額 3月分、4月分及び5月分 円
2. 納付場所 京都大学学生部厚生課寮務掛

資料 13 昭和58年7月6日付 各寮自治会委員長(総務)宛通知

光熱水費の納付について

昭和58年3月分以降の光熱水費を毎月請求し、督促してきましたが、いまだに納付されていません。

ついては、貴寮自治会にて取りまとめのうえ、直ちに納付するよう再度要請します。光熱水費の納付が行われないという状況は、学寮の維持管理にとって重大な支障をきたしており、本学としては不当支出の改善のため、相応の処置をせざるを得ない状態に立ち至っております。

学生部としては7月9日(土)までに、寮自治会が昭和58年3月以降の光熱水費を納付しない時は、1人当たりの光熱水費を個人あてに請求することになりますのであらかじめ承知してください。

資料 14 昭和58年7月9日付 要求書

要求書 神野学生部長殿

貴職名による7月6日付寮自治会あて文書(光熱水費の納入について)に対し、2寮自治会として以下の要求を行います。

学生部は、この文書の中で「7月9日を過ぎて負担区分の支払いがない場合は、個人請求へと切りかえる」旨、明言しています。負担区分の問題については、今年一、二月寮自治会と学生部との間で公開の場で

の話し合いを行いました。2月7日、貴職は寮自治会に対し「話し合いによる合意のないままに負担区分の強要は行わない」ことを確約しています。しかし、貴職は2月21日、その確約を破棄すると宣言したのち、我々との公開の場での話し合いに一切応じようとしていません。我々は、負担区分問題は寮自治会と学生部との間で未だ結着のついていない問題であると考えます。今回、負担区分を個人あてに請求する事になるならば負担区分問題は寮生個人と学生部との間の問題という事になってしまうでしょう。これは負担区分については、寮自治会ともはや交渉する意志がないものと受けとらざるをえません。

実際、今回の「個人あて請求」への切りかえという事について、学生部は我々との交渉を一切行わずに、これを強行しようとするきわめて不誠実な態度をとっています。6月20日付貴職名の、寮自治会に対する負担区分請求書の中に、「支払いのない場合、相応の措置をとる」という文言がありました。この「相応の措置」の意味内容につき、我々は寮務掛にこれを問い合わせたのですが、上岡厚生課長はじめ学生部の職員は、我々の質問に一切答えようとしませんでした。そのため、我々は7月6日付貴職名の文書で始めて「相応の措置」の意味内容を知ることとなりました。この文書の中で、始めて7月9日という期限が提示されています。このように「個人請求への切りかえ」という学生部の方針を、「支払い期限」の間近になるまでひたかくしにし、一方的にその期限を区切るという態度は明らかに不当であると考えます。

現在、2寮自治会において、負担区分の支払いについて検討を加えている最中です。個人請求への切りかえを、7月9日を期限として行う事については、この期限を延期する事を要求します。

7月9日

吉田寮自治会、熊野寮自治会

資料 15 昭和58年8月31日付 各寮自治会委員長（総務）宛督促

光熱水費の納付について

昭和58年3月分以降の光熱水費を毎月請求し督促してきましたが8月10日（水）の納付期限を経過して現在に至るも納付されていません。

ついては、貴寮自治会にて取りまとめのうえ直ちに納付するよう強く要請します。

寮自治会が昭和58年3月分以降の光熱水費を9月10日（土）までに納付しない場合は、去る3月11日付文書で予告し、その後数回にわたり通知している通り光熱水費を個人あてに請求することになります。

なお、光熱水費の納付について貴寮自治会の良識ある判断を期待してきましたが6ヶ月間にわたる滞納はこれ以上放置し得ない状態といわざるを得ません。大学としては不当支出の改善のために具体的措置を講ぜざるを得なくなりますのでご承知おきください。

資料 16 昭和58年10月29日付 四寮委員会要求書

神野学生部長殿

現在4寮各委員会は「負担区分」問題に関して寮生大会等を通じて寮生間の意見調整をはかっています。問題解決の障害となる個人請求等の措置をとらぬよう、4寮委員会として強く貴職に要請します。

1983年10月29日

熊野寮常任委員会、吉田寮常任委員会
女子寮運営委員会、室町寮委員会

資料 17 昭和58年11月8日付 正規寮生あて通知

光熱水料の請求について

学寮における光熱水費の納付については3月以来各寮自治会あて毎月文書で請求し督促してきたところであります。

また、この間7月6日付文書で寮自治会から光熱水費の支払いがない場合は、個人請求に切り替える旨予告したところ、寮自治会よりその延期の申し入れがありました。その後も5度にわたって延期の申し出があ

り、その度毎に大学は寮自治会の良識ある結論を期待し、今日まで個人請求への切り替えを4カ月も留保してきましたが、未だ納付されるに至りません。このような事態を最早放置することはできませんので、昭和58年10月分から個人請求に切り替えます。

ついては、昭和58年10月分の光熱水料を別紙のとおり請求しますので期限までに必ず納付してください。なお、期限までに納付がない場合は、大学としてはあなたのご父兄・保証人あてに請求することになります。

資料 18 昭和58年11月8日付 無届者あて通知

光熱水料相当額の請求について

学寮における光熱水費の納付については3月以来各寮自治会あて毎月文書で請求し督促してきたところがあります。

また、この間7月6日付文書で寮自治会から光熱水費の支払いがない場合は、個人請求に切り替える旨予告したところ、寮自治会よりその延期の申し入れがありました。その後も5度にわたって延期の申し出があり、その度毎に大学は寮自治会の良識ある結論を期待し、今日まで個人請求への切り替えを4カ月も留保してきましたが、未だ納付されるに至りません。このような事態を最早放置することはできませんので、昭和58年10月分から個人請求に切り替えることにしました。

ついては、あなたがすでに使用した光熱水について昭和58年10月分の料金相当額を別紙のとおり請求しますので期限までに必ず納付してください。もし、期限までに納付がない場合は、大学としてはあなたのご父兄・保証人あてに請求することになります。

なお、あなたが万一学寮に居住していない場合には、その旨折り返し寮務掛に申し出てください。

資料 19(1) 昭和58年11月16日付 正規寮生父兄あて依頼

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご父兄におかれましては学寮に関し格別のご配慮を頂き有難く存じます。

さて、さきに11月8日付文書をもってご説明申し上げましたように、あなたのご子息・ご息女に対して、昭和58年10月分の学寮における光熱水料を請求いたしました。11月15日(火)の納付期限までに納付されていません。

つきましては、上記の文書でも申しましたようにあなたのご子息・ご息女にかかる昭和58年10月分の光熱水料を別紙のとおり請求いたしますので、期限内に必ず納付くださるようお願い申し上げます。

なお、万一本書発送と入れ違いに納付されている場合には、あしからずご了承ください。

資料 19(2) 昭和58年11月16日付 無届者父兄あて依頼

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、さきに11月8日付文書をもってご説明申し上げましたように、あなたのご子息・ご息女に対して、昭和58年10月分の学寮における光熱水料相当額を請求いたしました。11月15日(火)の納付期限までに納付されていません。

つきましては、上記の文書でも申しましたようにあなたのご子息・ご息女にかかる昭和58年10月分の光熱水料相当額を別紙のとおり請求いたしますので、期限内に必ず納付くださるようお願い申し上げます。

なお、万一本書発送と入れ違いに納付されている場合には、あしからずご了承ください。